



編集：日本弁護士連合会  
国際室  
03(3580)9741

No. 8

日弁連は、昨年後半に様々な国際会議・事業に参加しました。本号ではそうした日弁連の国際活動についてご報告します。(国際室室長 矢吹公敏)

## I B A —The global voice of the legal profession—

### I B A 年次大会

#### 世界は動く。求められる積極的継続参加

2003年9月14日より19日まで、サンフランシスコにおいて、世界各国より3000名以上の参加者を得てI B A(国際法曹協会)の年次大会が開催されました。ビジネス法、人権をはじめ、各実務分野にわたり120以上のセッションが設けられたほか、理事会、各国の弁護士会代表が集うバーリーダーズ会議も開催されました。国際室は、日弁連の国際活動及び世界の弁護士会共通の課題に焦点をあてて参加し、共通の課題について各国の現状及び最先端の議論に触れ、ときに厳しい実態を実感しました。そして、大会全体を通して強く感じたものは、世界のスピード、圧倒的な英米の「力」、その中の日弁連の役割の重大さでした。

I B Aは1万6000人以上の個人会員と194もの団体会員を抱える世界最大の国際法曹団体ですが、現在、その巨大化した組織の簡素化・機能化をめざして規約等の改正がなされようとしています。バーリーダーズ会議では、執行部より「団体会員(弁護士会等)のコンセンサスによりI B Aを動かす」という近い将来の方針が述べられ、弁護士会共通の問題を扱う新組織「Bar Issues Commission」の設置に関する議論が行われました。ここでは、圧倒的な弁護士数、会員数を誇る英米の弁護士会のみに主導権が委ねられることを懸念する他の地域の代表が、意思決定権及び手続的な公平性を確保するために奮闘していました。地域的な公平を保つ意味では、アジアの弁護士(会)の積極性は、参加者数にも反映されて比較的低いように思われ、議論のリーダーとなる人材が不足しているように感じられました。そのため日弁連には、より一層の積極的参加・寄与が求められていると思われました(帰国後まもなくI B A幹部がアジアにおける活動拡大、会員獲得をめざしてシンガポール、香港、日本を歴訪しました)。

日弁連は、ゲートキーパー問題、M D P(異業種間共同)問題等、外国と共通の課題を抱えている一方で、ときに英米と異なる視点で弁護士職の責任と独立を訴える姿勢が、オーストラリア、C C B E(欧洲弁護士会評議会)等から支持されています。日弁連が地域的なハンディを乗り越えてより積極的に、継続的にI B Aに関わり、リーダーの一員となることによって、I B Aにおいてバランスの良いコンセンサスが形成されていくのではないかと考えます。

**I B A ビジネス法部会議長、  
I B A 事務局長の来日**

大会を通して日弁連には多くの関心が向けられ、いくつかの宿題を持ち帰りましたが、その一つがビ



I B A 理事会風景 (2003.9.18)

ビジネス法部会のペラエス・ピエール議長及びマーク・エリスI B A事務局長の訪日でした。両氏は10月26日より29日まで東京に滞在し、最高裁判事表敬、公正取引委員会並びに外務省等訪問等を行いました。また、日弁連では梶谷玄、濱田邦夫両最高裁判

事をお迎えしてセミナーを開催し、大会でも発表された「一時的な国際商業法律事務に係る勧告案」(ビジネス法部会内特別チーム案)が披露されました。また、エリス事務局長より、世界におけるI B Aの役割について説明がされ、日本における会員増をめざす姿勢がよく感じられました。セミナー後のレセプションでは、両最高裁判事のほか、多くの日弁連会員・外国特別会員と懇親を深められました。

### Fly-In, Fly-Out 実態に対応するための指針案?

上述の勧告案は、一時に外国に出向いて(いわゆる Fly-In Fly-Out)、または通信を利用して外国に法律サービスを提供する弁護士活動に関するものです。サービスを提供する弁護士に向けた行動指針という形式がとられていますが、その内容は、各国の規制当局やWTOへの声明的要素が強く、I B Aが正式に発表すれば、強い影響力を持つと考えられます。また、勧告の内容は「一時に」提供し得るサービスの内容及び遵守すべき倫理規範等広範に及んでおり、各国の弁護士制度の根幹と密に関係するものです。

大会においては、先進諸国に共通するこの問題に関して、勧告案が指針等の必要性に言及していることに敬意を払いつつも、問題点の指摘及び慎重論が多く出されました。日弁連も問題点等をまとめた意見書を昨年末I B Aに送付しました。テクノロジー等の発達により先行する弁護士業務の実態と各国の規制及び制度は重要な問題であり、各国による議論が必要であると考えます。(矢吹・片山・池田)

## 弁護士会との交流会 第17回大韓弁護士協会定期交流会

現在、日弁連のホームページでは「世界弁護士会便覧ガイド」として、80を超える弁護士会の情報を掲載していますが、毎年定期的に交流を行っている弁護士会は多くありません。

日弁連では、定期交流会として継続しているのは、大韓弁護士協会との交流会のみです。

大韓弁護士協会との交流会は、1987年の訪問をはじめとして、双方の会長、執行部の多数が参加して行われる重要な交流会となっています。

例年9月に行われることが多いのですが、昨年は、日弁連が協力団体となって取り組んだ「LAWASIA 2003年東京大会」が昨年9月初旬に開催されることもあり、11月3日から5日の3日間の日程で開催されました。

意見交換の際には、大韓弁護士協会側のテーマ「各級法院の法官充員制度」、日弁連側のテーマ「裁判員制度」について各自が発表し、質疑応答が行われました。その他、司法改革に関する諸問題について、表敬訪問の際や歓迎会の席上においても、熱く意見が交わされました。

毎年、3日間という短い日程の中で親睦を深め、これだけ深い議論を交わすことができるるのは、歴代執行部の交流の積み重ねと、定期交流会以外の場でも、個々の弁護士の間で交流が活発に行われていることの証であると思います。

交流の場面では、お互いを理解するうえで、コミュニケーションも重要な要素になってきます。定期交流会では、毎年、参加者多数に対して、各々通訳を1名という状況でしたので、言葉の面が問題になるのはという心配がありました。しかし、大韓弁護士協会側では、執行部以外にも日本語の堪能な方が数名参加してくださり、参加者全員がコミュニケーション



活発な質疑応答が交わされた交流会

ンをとることができました。彼らの協力があることも、交流会が成功し、継続している要因の一つだと思いました。

また、近年、李厚東外国法事務弁護士の協力を得ることができます。充実した交流会となっています。日本で行う際にも、語学に堪能な会員の方々にも広く参加していただくことができればよいのではないかでしょうか。

最近では、P O L A(アジア弁護士会会長会議)I B A、LAWASIA等の国際会議に参加する際に、日弁連として各地域の弁護士会と情報交換する機会は増えてきています。また、委員会の調査活動で各地域を訪問する機会もあります。

しかし、そのような場面だけではなく、年に1度はお互いの顔を見て、時間をかけて、じっくりと話をする機会が増えていけば、各弁護士会との協力と友好関係が、一層深まるのではないかでしょうか。一步ずつですが、各弁護士会との継続した交流を通して、日弁連の活動や日本の弁護士活動について世界に広く伝えていくことができればよいと思いました。(川口・前田)

## カンボディア養成校 卒業式・入学式

日弁連がJICA(国際協力機構)の開発パートナー事業として進めているカンボディア王国弁護士会の弁護士養成校第1回卒業式及び第2回入学式が昨年11月6日、プノンペンで開催されました。一昨年10月入学した60名のうち59名が修了試験に合格し同国のソク・アン官房長官から修了証書が授与されました。弁護士補の資格を得て、1年間法律事務所で実務を経験し弁護士となります。また、新しく74名が入学しました。

### 混乱から建設への支援

ポルポト政権時(1975~1979年)における法律家を含む知識人の大量虐殺により、司法はもちろん政治・経済の基盤は壊滅的な打撃を受けました。

1992年からUNTAC(国連カンボディア暫定統治機構)の暫定統治が始まり、20年の混乱から国家の再建に向けて、日本を含む多くの国の支援活動が続けられました。

1995年に現政権下における弁護士法が制定されカンボディア王国弁護士会が設立されました。このときは、50名足らずの弁護士にすぎず、アメリカ法曹協会、カナダ弁護士会、フランスのリヨン弁護士会



などの協力により、公務員、教員などから一定の法律知識を持つ者に対し研修を実施し、弁護士資格を与えてきました。養成校が開設されるまでの弁護士数は230名でした。

### 養成校の建設へ

カンボディア弁護士会は、良質の弁護士を継続的に供給する弁護士養成校開設の必要性から、各法曹団体などに支援要請を行いました。これに対し、積極的に応じたのは、JICAの協力を受けた日弁連でした。日弁連とカンボディア弁護士会は、2002年8月に支援協力の協定を結び、同年9月に入学試験を実施し10月から養成校の授業を開始しました。受験資格は大学で法律を履修していることです。

### 養成校の授業内容

養成期間は1年間で、午前中が法律実務を中心とする講義、午後はリーガル・クリニックにおける研修です。この間、養成校の学生と現役の弁護士を対象として各国の支援弁護士会から派遣される法曹によるセミナーも行われています。ちなみに日弁連からはこの1年で延べ59名の会員が協力活動を行いました。日弁連は、カリキュラムやテキストの作成のほか施設確保の折衝、各国弁護士会などのドナー間の調整などを行っています。日弁連においては、国際交流委員会、国際室などを中心としたカンボディア弁護士会司法支援プロジェクトチームが発足し、前出の活動を支えています。(矢吹・岡森)

国際協力に興味のある方は、是非国際司法支援活動弁護士に登録を!(詳しくは国際課まで)

## 東南アジア法律扶助会議参加報告

法律扶助は、慈善事業の対象となるものではなく、むしろ基本的な人権なのです  
(Legal aid is not a question of charity or philanthropy but fundamental human right)



開会式で挨拶するソク・アン官房長官

### 会議報告

2003年11月26、27日の両日、カンボディアのホテルカンボディアーナにおいて、法律扶助協会、日弁連の主催、カンボディア王国司法省、同國弁護士会の共催により、法の支配の確立と法律扶助の役割というテーマで東南アジア法律扶助会議が開催されました。

今回のカンファレンスは国際交流基金アジアセンターとJICAの支援を受けて実現に至りましたが、東南アジア地域においての法律扶助のみをテーマに絞った会議では、はじめての大きな国際会議であり、法律扶助協会と日弁連が、日本ではなく、カンボディアの地で行ったものとして歴史的な会議であったと言えます。各国のスピーカーは、日本、カンボディア、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、ラオス等であり、各国の弁護士、判事、検察官、政府代表者ら約200名ほどの参加があり、各セミナーでは、各国の法律扶助の現状と取り組んでいる課題について報告がありました。現在、カンボディアはわが国同様、司法制度改革の真っ只中にあり、その時流に乗った関係で、カンボディア王国の中での実力者のソク・アン官房長官(法律司法制度改革共同委員長)が開・閉会式に参加し、同國の法律扶助制度に積極的な発言をし(後に2億リエル、約500万円の資金提供を約束した)、テレビメディアも数局取材するなど、カンボディア国内においても、非常に注目された会議となりました。わが国からは、法律扶助協会の丹羽健介代表、日弁連の吉野正代表

が、開会式に主催者側からの挨拶を行い、個別のセッションでは、吉野正代表が弁護士の役割について、森田哲治扶助協会国際室嘱託は日本における法律扶助制度の現状と課題についてそれぞれ発表を行いました。

### アジア各国の共通の課題

アジア各国の法律扶助の主な課題は、法律扶助を担う弁護士の役割(質、量とともに)、法律扶助のファンドの問題(財政支援)、法律扶助を決定する範囲の問題、法律扶助についての国の参画問題、リーガルリテラシーの普及問題等のようです。また、子どもや女性の人身売買(トラフィッキング)等の問題についての相談や問題解決に伴う法律扶助問題は、各国が協力してネットワークを図り、協力していく体制が必要であるとの問題提起が行われました。

### ヒューマンライツのバトン

冒頭の言葉は、マレーシアにおける法律扶助制度導入のパイオニアである弁護士から語られた言葉です。大会では、このマレーシアの弁護士をはじめ、この言葉にミッションを感じ、働き、努力し続けてきた、アジア各国の多くの弁護士の姿をみることができました。

一方で、11月に弁護士養成校を卒業したばかりのカンボディアの若い弁護士が、熱心にスピーカーの声に聞き入る姿を目にして、アジア各国における苦労や犠牲を経験したパイオニアの弁護士から、若い弁護士たちに、この国際会議を通じて、法律扶助制度における人権スピリットのバトンを渡すかのような会議だった気がし、いろいろな意味で感動を与えた会議ではなかったかと思いました。(矢吹・伊藤)

## 第14回POLA 参加報告

### アジア地域から19団体が参加

2003年11月19日から21日まで、第14回アジア弁護士会会長会議(POLA)が香港において開催されました。POLAはアジア地域の弁護士会の会長が集まり、各地域の現状報告と意見交換を行うことを目的とし、14回目を迎えた今年度の会議にはLAWA SIA、IBAを含むアジア地域の19の法曹団体から約40名の参加がありました。日弁連は大国副会長、下條正浩外国弁護士及び国際法律業務委員会委員長、国際室外山太士副室長他計4名で参加しました。

### テーマ別にフリーディスカッション

会議におけるテーマは、(1)外国弁護士の法律業務取扱いと規則、(2)弁護士行為準則規程、(3)弁護士教育及び専門技能の継続的開発の3つで、冒頭にモレーティーが問題提起を行い、各会の代表から発言を求めるという形で進められました。日弁連は、外弁法改正の一連の流れ、弁護士業務基本規程、日弁連の各種研修講座と新設された研修センターについてそれぞれレポートを準備し、会議に臨みました。テーマ1では、それぞれ外弁護士の受け入れ制度は異なっているものの、韓国、タイなど各国で規制緩和する形で制度が改正もしくは創設される予定であるとの報告があり、外国弁護士受け入れの規制緩和は日本だけの問題ではないということを実感しました。

### 香港の司法制度を支える機関との交流

また今回は、会議だけではなく、香港終審法院、法務庁、汚職防止局(ICAC)への訪問も行われました。汚職の取締りや汚職防止のための啓蒙活動を行っているI C A Cでは、施設見学が実施され、面接の様子、関係者に対するインタビューの様子はビデオに録画され、厳重に管理されているという説明を受けました。各機関におけるプレゼンテーションと質疑応答を含む訪問プログラムを通して、アジア地域の弁護士会からの代表だけではなく、香港の司法制度を理解し、その制度を支える方々と交流する貴重な機会を得ることができました。

(外山・藤川)



### 国連拷問禁止委員会委員のラスマセン委員来日

10月20日に、国連拷問禁止委員会のオーレ・ヴェデル・ラスマセン委員が当連合会を訪問した。同氏は、同日開催したシンポジウム「国際的査察機関の役割、刑務所医療の改革について」のスピーカーとして来日。滞在中、拘置所等の見学、野沢法務大臣との面談を行った。シンポジウムはデンマーク大使館の領事が出席し、90名程が参加した。



### ロシア連邦財務改善・破産庁長官の訪問

11月13日に、ロシア連邦財務改善・破産庁のトレフィノワ長官が当連合会を訪問した。同氏はわが国の倒産法制に強い関心を持っており、法制審議会倒産法部会委員である才口千晴会員及び倒産法制検討委員会副委員長の土岐敦司会員より、破産手続及び破産管財人の役割等に関する説明を行い、活発な意見交換が行われた。



### ドイツ連邦共和国裁判官訪問

11月19日、ドイツ連邦共和国ミリアム・ヴィンク裁判官が日弁連を訪問し、軍司副会長、矢吹室長、福井幹事、上柳幹事が対応した。同國司法部は、毎年、我が国の司法制度実情把握のために、最高裁に裁判官を派遣しており、その一環で、日弁連を訪問したもの。同判事との意見交換では、主に司法改革、法曹養成、弁護士報酬の現状、刑事制度一般等について両国の制度比較を交えて有意義な意見交換を行った。



### 大韓民国裁判官の訪問

11月21日、大韓民国の釜山地方法院、光州地方法院、ソウル地方法院西部支院、釜山地方法院東部支院の判事4名が当連合会を訪問した。大韓民国大法院は日本の司法制度研究のために毎年裁判官を派遣している。今回は、弁護士会の組織、運営、役割についての説明を行い、午後には法律事務所を訪問した。

